

講師・講演業務謝金等見積単価規程

NPO法人とちぎユースサポーターズネットワーク
規程制定日: 令和4年1月1日

第1条(目的)

- この規程は、NPO法人とちぎユースサポーターズネットワークに対し講師・講演を依頼される際に実施に必要な経費の見積もりに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(総則)

講師・講演等の実施に必要な経費の見積もりは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

- 講師・講演の契約額は、この規程に基づき見積る額による。ただし、当該講師・講演等事業を依頼又は発注する者の事情によりこの規程に基づき見積る額により契約を締結することができない場合は、依頼又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第3条(労務費)

- 謝金は、当該講師・講演等事業に従事する理事及び職員(以下「職員等という。’)の件費単価による。
- 件費単価は、当該講師・講演等事業に従事する職員等の職位に応じて、別表1の金額を用いる。
- 職員の職位は、スタッフ、リーダー、マネージャー、ディレクターとする。職位について法人は本人の能力、成績および実績・経験等を勘案して選考のうえ、昇格させるものとする。経験年数等の目安として別表1を用いる。
- 労務費の額は、当該講師・講演等事業に従事する人日または人時に件費単価を乗じて得た額とする。

第4条(その他の経費)

- 交通費、消耗品費、その他講師・講演等事業の実施に必要な経費については、予想される実費によって計算することを原則とする。

附則

1 この規程は、令和3年7月30日から施行・適用する。

別表1

職位	1日単価(8時間)	1時間単価	経験年数(目安)	備考
ディレクターⅠ (代表理事)	50,000円～200,000円	20,000円～100,000円	経験10年相当以上	講義内容、プログラム開発と準備工数、集客業務、コンサルティング要素などの違いによる単価幅。交通費は別途実費。教育機関からの依頼については、当該表を適用しない。
ディレクターⅡ (理事)	40,000円～160,000円	15,000円～60,000円	経験7年相当以上	
マネージャー	30,000円～120,000円	10,000円～40,000円	経験5年相当以上	
リーダー	20,000円～80,000円	7,500円～30,000円	経験3年相当以上	
スタッフ	10,000円～60,000円	5,000円～20,000円	学卒相当以上	